

クリーニング賠償基準について

※全国クリーニング環境衛生同業組合連合会「クリーニング事故賠償基準」に準じます

1.クリーニング業者は、事故の原因が他の者の過失によることを証明した場合以外は、被害者に対して補償します。ただし、被害者の過失が事故の一因であるときなどは賠償額の一部をカットできます。

2.賠償額は、特約のあった場合を除き、次の方式によって算定します。

賠償額 = 物品の再取得価格 (事故発生時における同一品質の新品の市価)

× 物品の購入時からの経過月数に対応して別表(2)に定める補償割合

[別表(1)(2)を参照]

3.洗濯物が紛失した場合など上記の算定方式が妥当でない場合は、次の算定方式を使用します。

(1)ドライクリーニングの場合 クリーニング料金の 40 倍

(2)ランドリーの場合 クリーニング料金の 20 倍

4.クリーニング業者が賠償額の支払いと同時に事故品を引き渡すときは、被害者の同意を得て、賠償額を一部カットできます。

5.クリーニング業者が洗濯物を預かった日から 90 日を過ぎてもお客様が受け取らず、かつ、これについてお客様の側に責任があるときは、受け取りの遅延によって生じた損害については賠償責任を負いません。

6.お客様が洗濯物を受け取る際、確認し異議なく受け取ったという証書をクリーニング業者に交付したときは、本基準による賠償額の支払いには応じかねます。

7.お客様が洗濯物を受け取った後 6 ヶ月、またはクリーニング業者が洗濯物を受け取ってから 1 年(ただしクリーニングに通常必要な期間以上かかったときはその超過日数を加算する)を経過したときは、本基準による賠償額の支払いには応じかねます。

8.この基準の適用について争いが生じたときは、申し出に基づいてクリーニング事故賠償審査委員会が判断を示します。

別表(1)商品別(洋装品)平均使用年数表

商品区分		使用年数
背広、スーツ、ワンピース類	夏物(絹・毛)	3
	夏物(その他)	2
	合冬物	4
	夏物	2

ジャケット、 ブレザー、 ジャンパー	合冬物(獣毛高率混)	3
	合冬物(その他)	4
スラックス類	夏服	2
	合冬物	4
スカート	夏服	2
	合冬物	3
礼服	礼服	10
	略礼服	5
ドレス類	5	
コート	獣毛高率混	3
	その他	4
スポーツウェア	2	
室内着	毛	5
	その他	2
制服	作業衣	1
	事務服	2
	学生服	3
セーター類	獣毛高率混	2
	その他	3
シャツ類	2	
ワイシャツ類	絹・毛	3
	その他	2
ブラウス	3	
下着類	ファンデーション及びランジェリー	2
	防寒下着(毛メリヤス)	3
	肌着(絹)	2
	肌着(その他)	1

別表(2)

物品の購入時からの経過月数に対応する補償割合

		購入時からの経過月数										
平均使用年数 (※)	1年	1ヵ月未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11
	2年	2ヵ月未満	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22
	3年	3ヵ月未満	3～6	6～9	9～12	12～15	15～18	18～21	21～24	24～27	27～30	30～33
	4年	4ヵ月未満	4～8	8～12	12～16	16～20	20～24	24～28	28～32	32～36	36～40	40～44
	5年	5ヵ月未満	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～55
	10年	10ヵ月未満	10～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100～110
	15年	15ヵ月未満	15～30	30～45	45～60	60～75	75～90	90～105	105～120	120～135	135～150	150～165
	20年	20ヵ月未満	20～40	40～60	60～80	80～100	100～120	120～140	140～160	160～180	180～200	200～220
補償割合 (%) (※)	A級	100	94	88	82	77	72	68	63	59	56	52
	B級	100	90	81	72	65	58	52	47	42	38	34
	C級	100	86	74	63	55	47	40	35	30	26	22

		購入時からの経過月数			
平均使用年数(※)	1年	11 ~ 12	12 ~ 18	18 ~ 24	24 ヲ月以上
	2年	22 ~ 24	24 ~ 36	36 ~ 48	48 ヲ月以上
	3年	33 ~ 36	36 ~ 54	54 ~ 72	72 ヲ月以上
	4年	44 ~ 48	48 ~ 72	72 ~ 96	96 ヲ月以上
	5年	55 ~ 60	60 ~ 90	90 ~ 120	120 ヲ月以上
	10年	110 ~ 120	120 ~ 180	180 ~ 240	240 ヲ月以上
	15年	165 ~ 180	180 ~ 270	270 ~ 360	360 ヲ月以上
	20年	220 ~ 240	240 ~ 360	360 ~ 480	480 ヲ月以上
補償割合(%) (※)	A 級	49	46	31	21
	B 級	30	27	14	7
	C 級	19	16	7	3

※ 備考

平均使用年数は別表1の基準による補償割合の中における、A級、B級、C級の区分は、物品の使用状況によるものであり、次のように適用する。

A級: 購入時からの経過期間に比して、すぐれた状態にあるもの。

B級: 購入時からの経過期間に相応して、常識的に使用されていると認められるもの。

C級: 購入時からの経過期間に比して、B級より見劣りするもの。

(例)

1.ワイシャツの場合、襟・そでなどの摩耗状態で評価する。

2.補修の跡のあるもの、恒久的変色のあるものなどは通常C級にする。

メンテナンスについての注意です。ご依頼前にご一読を

★以下の内容をご確認ください。

◆確認をしていただきお問い合わせ・ご依頼をお願いします。

◆品物の素材の劣化状態や構造上の問題で修復困難な場合もあります。

その際は「返品」をさせていただく場合がございます。

◆メンテナンスにより風合いや触感の変化が生じる場合がございます。

◆寸法直しはお客様の指示通り加工いたします。加工後の変更に関しては責任を負いかねますので、ご了承ください。

◆ブランド商品を縫ったり、塗装したり、部品や素材を替えたりするとブランド価値が損なわれます。その後もとに戻す事はできません。

◆当店ではメンテナンスの事例として「お客様のお品物がメンテナンスされた状態」をHP等で公開させていただく場合がございます。ご了承ください。

(プライバシーには十分配慮させていただきます)もちろん、その後の削除依頼には

迅速に対応させていただきます。

- ◆仕上がり予定日(又はご連絡後)3週間以内にお引き取り下さい。
2か月以上のお預かりは責任を負いかねます(別途保管料をいただきます)
- ◆当方の不手際による間違いや不良品などがございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。謹んで「再加工」させていただきます。

しみ抜き工房クリーニングたむら
代表：田村直仁(クリーニング師)

【所在地】〒354-0045

埼玉県入間郡三芳町上富 597 番地 8

TEL: 049-258-6040 (FAX もこちら)

最寄り駅：東武東上線「鶴瀬駅」

西口より「ライフバス」が出ております「5番」のバスで「東草橋」で下車。徒歩5分。ライフバス時刻表はこちらです。

✉ : kuritamu2804@yahoo.co.jp

※しみ抜き・スライダー交換のお写真付きメールはこちらで！

営業時間(定休日：日曜日)

AM8:30~PM18:00(月~金)

AM8:30~PM17:00(土・祝日)

公式フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/cleaning.tamu>